

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 京都市立芸術大学（以下「大学」という。）に次の局、部、課及び室を置く。

事務局

総務課

企画広報課

教務学生課

附属図書館・芸術資料館事務室

学生部

第2条第1項を次のように改める。

大学に次の職員を置く。

事務局長

学生部長

課長 3人

事務長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「事務係長」の右に「、企画広報課に企画広報係長、教務学生課に学生係長、美術教務係長及び音楽教務係長」を加え、同条第3項中「事務局の」及び

「学生部及び学部の課に」を削る。

第3条第2項中「，学生部長，学部長，附属図書館長，日本伝統音楽研究センター所長，芸術資料館長」を削り，同条第3項を次のように改める。

- 3 学部長，学生部長，研究科長，附属図書館長，日本伝統音楽研究センター所長，芸術資料館長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

第4条第3項中課長の右に「又は事務長」を加え，同条第4項を次のように改める。

- 4 学部長，学生部長，研究科長，附属図書館長，日本伝統音楽研究センター所長，芸術資料館長又は情報管理主事に事故があるときは，評議会があらかじめ定める者がその職務を代理する。

第4条第5項及び第6項を削り，同条第7項を同条第5項とする。

第5条を次のように改める。

(事務の概目)

第5条 課及び室の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

事務局

総務課

- (1) 大学の庶務に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 授業料及び手数料の徴収に関すること。
- (4) 学内取締りに関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 評議会，協議会等に関すること。
- (7) 学内の他の課及び室の主管に属しないこと。

企画広報課

- (1) 大学の広報に関する事。
- (2) 公開講座の運営に関する事。
- (3) 展覧会、演奏会等の実施に関する事。ただし、教務学生課の所管に属するものを除く。
- (4) 産学連携の推進に関する事。
- (5) 大学と地域との連携の強化による地域貢献の推進に関する事。
- (6) 大学外からの補助金、寄付金等に関する事。

教務学生課

- (1) 学生の募集並びに入学試験の計画及び実施に関する事。
- (2) 委託生、科目等履修生、単位互換履修生及び聴講生に関する事。
- (3) 在学生の交換留学及び外国人留学生に関する事。
- (4) 学修指導に関する事。
- (5) 教科課程、教職課程及び博物館学課程に関する事。
- (6) 在学生に係る試験の計画及び実施に関する事。
- (7) 学術奨励に関する事。
- (8) 教授会その他学部の会議に関する事。
- (9) その他学部における教務に関する事。
- (10) 大学院に関する事。
- (11) 日本の伝統音楽に関する調査及び研究に関する事。
- (12) 日本の伝統音楽に関する資料の収集、整理及び保存に関する事。
- (13) 日本の伝統音楽に関する研究の普及及び振興に関する事。
- (14) 教室、研究室その他付属施設の管理に関する事。
- (15) 奨学資金に関する事。
- (16) 授業料の減免に関する事。

- (17) 学生の相談, 補導及び就職の支援に関する事。
- (18) 学生の保健衛生及び福利厚生に関する事。
- (19) 卒業生及び在學生に係る証明に関する事。
- (20) 学生の課外活動及び学生の団体に関する事。
- (21) 学生が行う集会, 掲示等に関する事。
- (22) 学生専用施設(課外活動等に用いる施設をいう。)の管理に関する事。

附属図書館・芸術資料館事務室

- (1) 図書館資料及び芸術関係資料の収集, 整理及び保存に関する事。
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。
- (3) 芸術関係資料の展示に関する事。
- (4) その他図書館資料及び芸術関係資料に関する事。

附 則

この規則は, 平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)